

# 明治 31 年以降の離婚紛争の減少と社会統制

—離婚動向の法社会学的解読—

小谷朋弘

## 1. はじめに

明治 16 年以降終戦までの離婚動向をみると、とくに目につくのが明治 31 年から翌 32 年にかけての離婚率の急落である。明治 31 年には、前年の 2.93 から 2.32 と 0.61 ポイント低下。さらに翌年には、0.79 ポイント低下し、1.53 を記録した。その後、離婚率は右肩下がりで進み、終戦直前の昭和 18 年には、0.68 を示した。はたして、このような離婚紛争の減少傾向は何によってもたらされたのであろうか？

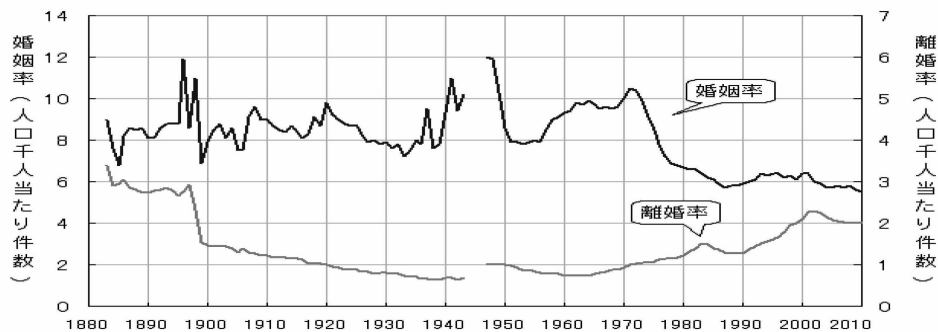


図 1 1883 年(明治 16)以降の婚姻率・離婚率の推移

これまで、離婚動向に関する研究としては、経済学的観点から景気動向との関連をさぐるもの、社会学的観点から社会状況や離婚観との関連をさぐるものがある。しかし、いずれも十分な説明力をもつものではない。この小論は、法社会学的観点から、とくに社会統制との関連に焦点を当てて離婚動向を解読するものである。

社会統制は一般に、「社会あるいは社会内部の部分集団が自らの秩序を維持するために、構成単位である集団や個人の行動に対して逸脱を抑止し、社会的期待に同調するように強制を加える過程<sup>2)</sup>」といわれる。社会が 1 つの統合体として、何らかのまとまりを必要とする限り、社会の秩序を維持する過程がどのような社会にもみられる。その過程が「社会統制」と呼ばれるものである。

この「社会統制」の主要な手段あるいは装置として、法や教育、社会風潮がある。なかでも法は、もっとも意図的で強力な装置として、社会統制の代表的なものである。「社会あるところ法あり」という法諺は、社会統制装置としての法の特徴をよく表している。しかし、教育や社会風潮も、法とは性格が異なるものの、きわめて強力な社会統制装置である。

以下では、明治 31 年以降の離婚紛争の減少傾向について、3 種の社会統制装置との関連で読み解いてみよう。

## 2. 明治民法の施行

### 2.1 民法典論争

明治 31 年は、法制史上大きな画期の年である。この年、近代的民法である明治民法が施行された。明治 31 年から 32 年にかけてのドラスティックな離婚紛争の減少を理解するには、まずこの近代的民法の離婚統制効果から考えてみる必要がある。

周知のように、明治民法の施行をめぐるのは、いわゆる「民法典論争」と称される激しい論争が闘わされた。すなわち、明治維新以降、各部面において近代化が進められていたが、その柱として近代的民法典の編纂は喫緊の課題とされた。こうして民法典の編纂事業が開始され、明治 23 年 4 月に財産法の部分が、そして同年 10 月に身分法の部分が、公布され、ともに明治 26 年 1 月 1 日から施行されることになった。この間、明治 14 年に編纂が開始された商法は、明治 23 年 4 月に全編公布され、翌 24 年 1 月 1 日から施行されることになった<sup>3)</sup>。

ところが、この民法典および商法典の実施可否をめぐる、実施延期を主張する延期派と、予定通りの実施を主張する断行派との間で国論を二分する激しい論争が起こった。この論争が「法典論争」である。ただ、論争の焦点が民法典の実施可否に置かれていたこともあって、一般に「民法典論争」と通称されることもある。

論争の背景には、法典編纂過程における審議の不十分さがあった。すなわち、欧米列強との条約改正交渉との関連や帝国議会開設前の編纂完了を目指して制定が急がれた結果、各審議機関で十分な審議が尽くされなかった。そのため、従来の民俗・慣習に対する顧慮が不十分であるとの批判がなされたり、また、とくに民法人事編は、日本古来の淳風美俗たる家族制度を破壊するものであるとの指摘を受けることになった。

両派の論争の最中、明治 23 年 11 月に開かれた第 1 回帝国議会に、実業界から「商法実施延期請願書」が提出されると、両議院は、翌 24 年 1 月 1 日から施行予定の商法も民法と同じく明治 26 年 1 月 1 日から施行することに決定した。この商法施行延期を契機に、延期派は勢いをえて、論争は一段と激しさを増すことになった。

明治 25 年に入ると、論争は最高潮に達し、延期派・断行派の論調も激越をきわめていった。延期派が名を連ねて発表した「法典実施延期意見」は、民法典の施行を延期すべき理由として、「新法典ハ倫常ヲ壊乱ス」「新法典ハ国家思想ヲ欠ク」など 7 項目を挙げ、批判している。他方、断行派は、こうした延期派の批判に対して、「法典実施断行の意見」を出し、「法典ノ実施ヲ延期スルハ国家ノ秩序ヲ紊乱スルモノナリ」「法典ノ実施ヲ延期スルハ倫理ノ破顔ヲ来スモノナリ」など 9 項目をたてて反論を加えた。

延期派と断行派の主張は、前者が国家主義思想、後者が個人主義思想に立つもので、真っ向から対立するものであった。

以上のような延期派と断行派の激しい論争は、結局、議会において政治的に決着をみることになった。すなわち、明治 25 年 5 月の第 3 回帝国議会において、民法・商法の両法典

の実施延期に関する法律案が提出され、激しい議論が交わされたが、貴族院、衆議院の両院で延期派が勝利し、明治25年11月24日法律第八号として「民法商法施行延期法」が公布された。ここに法典論争は終結をみたのである。

こうして明治26年3月、内閣に法典調査会が設置され、民法典と商法典の編纂作業が開始された。そして、改訂された新しい民法が、明治31年6月21日制定公布、同年7月16日施行された。延期されたものを「明治旧民法」、施行されたものを「明治民法」と呼んで区別している。

## 2.2 明治民法の性格

では、「明治民法」の性格は何か。明治民法の性格は、論争の初期に、延期派の総帥穂積八束が示した「民法出デテ、忠孝亡ブ」の言葉に端的に示されている。この言葉は、語調のよさから群集心理を支配する効果があったが、それはまた、明治民法の性格を端的に示すものであった。

この言葉は、『法学新法』5号（明治24年8月）に発表されたものであるが、穂積は、「民法家ガ我が國ニ行ハントスルカ如キ家トハ一男一女ノ自由契約（婚姻）ナリト云フノ冷淡ナル思想」は「祖先教ノ國」（万世一系の君主国）である日本では絶対に認めることができない、と主張している<sup>4</sup>。このように、穂積は『『現人神』天皇主権の狂信的な宣伝者<sup>5</sup>』であり、「民法出デテ、忠孝亡ブ」の言葉は、「明治旧民法」が制定されれば、天皇制国家体制が亡んでしまうと訴えるものであった。

こうした穂積の考えは、前述した論争における断行派への批判に具体的に示されており、家父長制的イデオロギーやわが国古来の封建的な差別的秩序への礼賛の一方で、フランス流個人主義あるいは民主主義への批判がみてとられる。要するに、穂積に代表される延期派の主張は、明治22年に制定された明治憲法に続き、私法の領域において「天皇制国家の民法<sup>6</sup>」づくりを実現することであった。

そして、こうした明治民法の基本的性格が集約的に表れたのが、家制度である。そこでは、家長たる戸主により「家」成員が統率され、「家」成員は戸主の權威に服し、戸主が家督相続により家名、家産、祭礼を承継し、世代を超えた永続が図られた。そして、戸主は、家の統制のために戸主権が与えられていた。その主なものには、①家族に対する居所指定権、②家族の入室、去家についての同意権、③家族の婚姻・養子縁組についての同意権、④統制に服しない家族に対する制裁としての離籍権・復籍拒絶権などがある。他方で妻は、財産管理を夫に委ね、また重要な取引行為をなすのにかならず夫の許可を得なければならないなど、法律的に無能力状態に置かれることになった。

このような明治民法の性格は、家族の規定を比べるとより鮮明になる。「明治旧民法」では、配偶者は戸主の次に規定されているのに対して、「明治民法」では、配偶者は家族の末端に位置づけられており、従属的立場に置かれている。

結局のところ、家制度は「日本古来のあり方のうちから、家長と家族統制、家の永続とその相続、それにもとづいた人間関係の差別序列を理想視して、これを規範化したもの<sup>7)</sup>」にほかならない。家制度は「小天皇制」といわれるように、天皇制国家体制の家族レベルにおける縮小版である。そして、家制度の中で、女性は男性の支配を受けることになる。

### 2.3 2つの離婚手続

では、明治民法における離婚規定はどうであろうか。明治民法では、協議離婚と裁判離婚の2種を定めているが、協議離婚は当然ながら当事者双方の協議を認めるものであり、また裁判離婚も、夫婦双方からの離婚請求を認めており（第813条の離婚原因規定は「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」と規定し夫と妻とを区別していない）、外形上は近代的離婚法の体裁を備えている。

しかし、協議離婚は、それまでの一方的な「棄妻」に対して妻の立場を若干考慮したというにすぎず、実際は、協議離婚に名をかりて、夫の専制的な離婚権を守ろうとするものであった。すなわち、協議離婚は、概念的には自由離婚制の代表的な形態であって、自由で平等な当事者の間で完全に意思が合致した上で、はじめて実現されるものである。しかし、もし当事者の一方が優位者で他方が劣位者である場合には、劣位者は優位者の自由な一方的意思の犠牲者となるほかない。明治時代はまさに、夫の優位と妻の劣位が明確な時代であった。

では、裁判離婚についてはどうであろうか。第813条には、次のような10個の離婚原因が制限的に列挙されている。

- 一、配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
- 二、妻カ姦通ヲ爲シタルトキ
- 三、夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
- 四、配偶者カ偽造・賄賂・猥褻・窃盗・強盗・詐欺取財・受寄附財物費消・贓物ニ關スル罪若クハ刑法第七十五條・第二百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 五、配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 六、配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄サレタルトキ
- 七、配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 八、配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 九、配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 十、婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取り消シアリタルトキ

周知のように、上記の離婚規定についてはとくに、離婚原因の制限的列挙と、離婚原因のうちの個々の不平等主義および家族主義的な規定が、事実上の離婚との関連で重大な問題を生じる虞があると指摘されている<sup>9)</sup>。前者については、離婚規定の原案審議のときから穂積陳重によって、「制限離婚主義は不当に人の自由を侵害する<sup>9)</sup>」と批判されていたが、実際に、それは、妻からの離婚を抑止する方向で機能したとみられる。

そして、後者として注目されるのが、二号と三号である。これらは、配偶者以外との性関係を離婚原因とするものだが、男女で明確な格差が設けられている。すなわち、妻にあっては、「姦通」した場合、それがすぐに離婚原因とされるが、夫では、姦通だけでは離婚原因にならず、姦淫罪で処罰されてはじめて離婚原因となるのである。こうした格差が設けられたのは、男尊女卑の考えとともに、妻の姦通は血統を乱すものとして、家族制度を破壊すると考えられたからであり、ここに明治民法の保守的性格が集約して表れている。

明治民法における離婚規定は、一見すると、男女平等的な民主的規定とみられる。しかし、その内実をみると、協議離婚は形骸化されたものにすぎず、また裁判離婚は離婚原因が制限的に列挙され、しかも「姦通」をめぐる男女格差が顕著である。

こうしたアンビバレントな性格は、明治民法が、一方でわが国の国際的地位の向上を図るとともに、他方でわが国の伝統的な国民道徳を確立しようとしたからにほかならない。

## 2.4 裁判中の「姦通」規定

両性の不平等を強固に規定した「姦通」規定も、時代とともに掘り崩され、明治41年頃には、夫が姦通しても妻は耐えなければならないのは压制すぎるという批判も現れてくる。

こうした批判を受けて、判例も、夫の姦通を「重大ナル侮辱」または「悪意の遺棄」として離婚原因に包含させ、妻の救済を試みようとした。その後種々の法律論争が闘わされたが、「正妻あるものが娼妓を身請けして同棲したもの」「妻ある者が妻と同棲せず他の婦女と事実上の夫婦関係を結び子女を分娩せしめた」等々の事例が、大正末期までに「配偶者ヨリ重大ナル侮辱」として、妻の離婚請求を認めるに至った。そして、こうした状況の中で、大正15年7月20日大審院の有名な「男子貞操義務判決」が出された<sup>10)</sup>。

婚姻ハ夫婦ノ共同生活ヲ目的トスルモノナレハ配偶者ハ互ニ協力シテ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保持セサルヘカラス然リ而シテ夫婦カ相互ニ誠実ヲ守ルコトハ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保ツノ必要条件ナルヲ以テ配偶者ハ婚姻契約ニ因リ互ニ誠実ヲ守ル義務ヲ負フモノト云フ可ク配偶者ノ一方カ不誠実ナル行動ヲ為シ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ害スルハ即チ婚姻契約ニ因リテ負担シタル義務ニ違背スルモノニシテ他方ノ権利ヲ侵害シタルモノト謂ハサルヘカラス換言スレハ婦ハ夫ニ対シテ貞操ヲ守ル義務アルハ勿論夫モ亦婦ニ対シ其ノ義務ヲ有セサルヘカラス民法第八百十三号ハ夫ノ姦通ヲ以テ婦ニ対スル離婚ノ原因ト為サス刑法第八十三号モ亦男子ノ姦通ヲ処罰セスト雖モ是主トシテ古來ノ因習ニ胚胎スル特殊ノ立法政策ニ属スル規定ニシテ之レアルカ為メニ婦カ民法上夫ニ対シ貞操義務ヲ要求スルノ妨トナラサルナリ

この判決以来、夫の姦通を妻に対する重大な侮辱として離婚判決がなされるようになった。しかし、そこにみられる一般的傾向は「継続的姦通」であって、偶発的あるいは単純な姦通に対しては、「貞操義務判決」以降においても離婚判決は出されていない。その意味では、離婚原因における両性の不平等は戦後に至るまで解消されることはなかった。

## 2.5 離婚率の低下と法的統制

明治民法の離婚規定は結局のところ、明治政府における家父長制の存続・強化を背景として、それまでの夫専権的離婚法と基本的に何ら変わるものではなく、離婚の主導権は夫に握られたままであったといえる。たしかに、判決離婚の請求権は両性に平等に認められ、また、多くの離婚原因は男女格差を示すものではない。しかし、平等は表面上のものであり、「姦通」原因には家父長的あるいは男尊女卑的考え方が色濃く映し出されている。

では、このような特徴をもつ離婚規定は離婚紛争の動向といかなる関連にあるのか。前に示した離婚紛争の図にみられるように、3.0 前後で推移していた明治前期の高い離婚率が、明治民法の施行された明治 31 年に 2.32、翌 32 年には 1.53 と急落している。このような離婚率のドラスティックな減少をみるとやはり離婚法の抑止効果を第一に考えざるをえない。

まず、協議離婚から考えてみよう。妻の立場からみると、夫優位な時代状況のもとで妻が協議で離婚を勝ち取ることはきわめて困難である。それは、協議離婚は本来対等平等な当事者間の意思が合致してはじめて有効に作用するものだからである。一方、夫の立場からは、強力な父権のもとにいわゆる「追い出し離婚」を頻出させる蓋然性は高い。

また、裁判離婚についてみると、妻にとってはかならずしも有効な離婚手続とはならない。それは、離婚原因の中でもっとも重要な夫の異性関係について、妻は不利な立場に置かれているからである。それに対して、夫の立場からは、夫優位な離婚規定のもとに離婚判決を勝ち取る蓋然性は高い。実際、明治 33 年の妻よりの離婚原因中「夫の姦淫罪」は 0.6% にすぎないのに、明治 33 年の夫よりの離婚原因中「妻の姦通」は 27.6% にのぼる。

このように、この時期の 2 つの離婚手続についてみると、たしかに妻側の離婚意思を実現するものになっておらず、むしろ、夫側の離婚意思を実現するものでしかない。当時において離婚裁判の提起は妻側のものが圧倒的に多い（明治 33 年では 86.2%）ものの、そのうち実を結ぶものはほんのわずかといえる。しかも、裁判離婚の困難性から考えると、離婚の 99% 以上を占める協議離婚（明治 33 年で 99.7%）では、さらなる困難が予測される。

結論的にいえば、明治の離婚規定のもとで、妻からの離婚は大きく抑制される一方で、夫からの離婚はかならずしも抑制されるとはいえず、「追い出し離婚」が高まる蓋然性は否定できない。

このようにみると、離婚率の低下を説明するカギは、父権にもとづく「追い出し離婚」を抑制するものは何か、となる。その 1 つとして、家父長的家族制の崩壊が指摘されるかもしれない。すなわち、「小家族が増大する結果、離婚原因が夫婦間の個人的理由に基づく

ようになり、家族的理由例えば舅姑と婿嫁間の軋轢等からの離婚が減少した<sup>11)</sup>と。この点はさらなる吟味が必要であるが、少なくとも、この理由はこの時期のドラスティックな減少傾向を説明するものではない。そこで、注目されるのが、届出制の確立である。

明治民法は戸籍上の届出を婚姻・離婚の成立要件にしている。民法施行前の時代はいまだ古い慣行の影響が強く、多くの農民層では、盃を納めたり、媒介人の立会が婚姻の成立要件であり、また盃の返納、婚具の返還が離婚の成立要件であった。けっして届出をまっとうして有効に成立するものではなかった。こうした「事実主義の婚姻と離婚」の慣習が自由奔放な婚姻や離婚を現出させたといえる。明治民法は、法典という形で、地方ごとの慣習を統一するとともに、届出主義を徹底させようとしたのである<sup>12)</sup>。

そして、こうした届出主義の徹底は、裁判離婚と協議離婚の2形態にも反映されている。すなわち、それまでは、①裁判離婚（明治6年太政官布告によりわが国離婚史上はじめて認められた形態）、②願出離婚（地方官庁に願い出て、地方官の許可により認められた形態）、③届出離婚（戸長役場に届け出ることにより認められた形態）の3種が存在したが、明治民法では、「願出離婚」と「届出離婚」を整理統合して、「協議離婚」とした<sup>13)</sup>。そして、その成立要件として、「届出」を規定した。こうした厳格な成立要件が、離婚への消極的態度を形成したとみられる。

3つ目として、満25歳未満の者の離婚については父母の同意が必要とされたことである。明治前期の高い離婚率の一因として、若者の軽はずみな離婚が指摘されるが、そうした若年離婚が大幅に阻止されたとみられる。

### 3. 「婦徳」の涵養を目的とする教育の普及

#### 3.1 良妻賢母教育の展開

戦前の教育政策の大きな特徴は、明治23年に発布された教育勅語にある。教育勅語は戦前のわが国の教育の大本とされたものであるが、これは単に学校教育のみを対象にしたものではなく、天皇の国民全体に対する教えという位置づけをもっていた。教育勅語によって日本の教育の目的が明確にされ、道徳教育も勅語の趣旨を徹底するものとされた<sup>14)</sup>。

こうした特徴は、欧米思想の流入による社会秩序の混乱を、儒教主義あるいは国家主義への回帰により、天皇制国家体制を構築しようとする政府の方針転換にもとづく。

教育勅語にもとづく教育政策はまた、男女別学主義を特徴の1つとしている。明治5年の学制は、比較的進歩的なものであったが、やがて保守的なものへと変わっていった。明治13年の新教育令では、小学校以外の男女共学を禁止するにいたった。ここに戦前の、いわゆる男女別学主義が規定されることになった。また、男女別学主義は教科内容にも及び、女子には裁縫科が設けられ、女子教育政策の基本は「良妻賢母」の育成に特化していった。

男女別学・別内容のもとに展開された良妻賢母教育こそ、女子の務めを刷り込み、夫や舅姑に従順な嫁を創りあげ、結果として、離婚への動機づけを弱めることになった。

### 3.2 男女別学・別内容の教育制度

では、男女別学・別内容は戦前の教育制度の中でどのように具体化されていったのか<sup>15)</sup>。

とくに注目されるのは、中等教育機関である。中等教育機関には、中学校・高等女学校・実業学校があったが、これらは昭和 18 年に中等学校令によって同一種類の学校になるまでそれぞれ別個の勅令によっており、制度上は別種の学校であった。

中学校は、明治 19 年に帝国大学令や小学校令とともに出され、明治 32 年の中学校令改正で、ほぼ戦前の形が完成された。そこでは「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とされ、中等学校中のエリートコースと認識された。

それに対して、高等女学校は、女子の中等教育機関として企画されたものであるが、明治 28 年に高等女学校規定が出されたものの、高等女学校令の策定は遅く、明治 32 年に中学校令改正にともなうてやっと発令をみた。

また、高等教育機関にしても、高等学校は男子の高等普通教育を完成することを目的とし、大学も、女子に門戸は開かれなかった。

要するに、戦前の教育制度は、いわゆる複線型学校制度であり、今日の単線型学校制度に比べて複雑な仕組みとなっている。複線型制度で注目されるのは、そこに男女別学制度が組み込まれている点である。小学校レベルでは学級編成上の別学（男女別学級）であるが、中等以上では、別個の教育制度が展開される。

では、なぜ別学なのか？ その理由は、女子教育に対する考え方にある。すなわち、女子に高等教育は必要ない、とする考え方である。そこには、家庭で夫を支える従順な妻という姿が理想化されている。このことから教育内容も男女別内容となり、女子に必要な科目に特化されていく。男女別学・別内容はまさに、良妻賢母教育を具体化するための制度的仕組みにほかならない。

### 3.3 高等女学校と良妻賢母教育

では、あらためて良妻賢母教育の中心となった高等女学校とそこで展開される教育内容についてみてみよう。

明治 28 年の高等女学校規定は、忠孝・貞淑という儒教型の婦徳の涵養という良妻賢母を内容とする教育方針を明確に打ち出している。そして、高等女学校の授業総時間数は中学校よりも少なく、裁縫、習字、図画等に多くの時間を割き、音楽を必修とし、国語、外国語、数学等基礎教科をいちじるしく軽視した、表現教科中心の教育が進められた。生徒教導の基本方針はまさに、日本伝来の女子の「職分及び習慣」をガッチリと植えつけることであった<sup>16)</sup>。

また、明治 32 年の高等女学校令は、女子中等教育を国家の公教育体系の中に組み込むもので、女子に必要な普通教育を行う目的で、各県に 1 校以上 4 年制の高等女学校を明治 36 年までに設置するという内容の女子教育振興策であった。それは、日清戦争での経験によ



り、国力の充実には女子の教育程度の向上を図り、家族意識を養成する必要があるという認識に立ったものである。時の文部大臣樺山資紀は、高等女学校令を制定した理由について、次のように述べている。すなわち、「健全なる中等社会は独り男子の教育を以て養成し得べきものにあらず、賢母良妻と相俟って善くその家を斉へ始めて以て社会の福利を増進することを得べし」と言い、続けて高等女学校の役割は「賢母良妻たらしむるの素養を為すにあり、故に優美高尚の気風、温良貞淑の資性を涵養するとともに、中人以上の生活に必須なる學術技芸を知得せしめんこと」にある<sup>17)</sup>、と。

このように、文部省の女子高等教育の方針は、健全な中等社会の家族を形成するためにその妻女に対して良妻賢母の素養を付与することを目的としていたのである。そしてこのことから、高等女学校令は、女子に対して徹底した良妻賢母主義の教育を行うべき旨を明らかにしており、学問や知識・教養を身につけて自立・自活を図る教育ではなく、その家庭生活に直接役立つもの、たとえば裁縫、家政、手芸、行儀作法、芸能を修得させることに力点がおかれた教育内容を定めている。ここに女子教育方針は良妻賢母主義に拠ることが明確に打ち出されたのである。

### 3.4 良妻賢母主義の本質

では、あらためて良妻賢母主義とはどのような内容をもった観念であるかみてみよう。

明治 28 年当時、女子の家庭教育について多くの論述のある寒澤振作は、婦人には息女、妻、母という生涯の三大時期があり、それらはそれぞれ淑女、良妻、賢母に対応せしめられ、婦人がこれらに対応する努力をするならば、「婦人のつとむべき道は充分にて、人生の能事了れり」と述べ、良妻、賢母の意義を明らかにしている<sup>18)</sup>。それによると、良妻とは「他に嫁して人の妻と為りたる後のことなり、其行ひたる、夫に事ふるに貞節を専らとし、舅姑に事ふること真の父母の如し、又夫の兄弟姉妹に対し打解けて相交わること、是亦真の同胞の如し、家を治むる上に就いては儉約にして吝ならず」。また、賢母とは「既に子を挙げ、其子の養育に真の道を尽すを賢母と云ふ、賢母は子の一生の幸福を希ひ、叨に愛して却て子を賊ふが如きことなかるべし」とあるように、良妻賢母主義は結局、女性に対していわば自己犠牲を強いる考え方にほかならなかった。別様にいえば、高等女学校教育の基調である良妻賢母主義は、「徳川時代の女子の道德標準であった、絶対服従の奴隷道德が良妻賢母主義という新しい衣を被って現れてきたにすぎないのであって、男子に対する隷属的服従を意味することには毫も変わらない<sup>19)</sup>」。

このような良妻賢母主義の女子教育が教育方針として採用されたのは、明治政府によって再編・強化されようとしていた国家体制上の「家制度」を内から支えるために、妻は夫に服従し、もっぱら子女を養育するという役割分担を定め、「家」の内部秩序の安定を図るためにほかならない<sup>20)</sup>。

ところで、女性に対する中等教育の必要は、早くも文明開化期から叫ばれており、明六

社の啓蒙思想家の1人である中村正直は、「男女ノ教養ハ同等ナルベシ」と述べている。さらに、自由民権運動の中から、男女平等を主張する岸田俊子らが登場してきたのを背景に、時の文部卿森有礼は、「国家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子に在り」（明治20年）と述べて女子教育を重視する必要性を説いた。しかし、それはあくまでも強兵育成のための賢母であり、自立のための高等教育を求めるものではない。このようにして、明治35年、当時の文相菊池大麓は全国高等女学校長会議において次のような訓示を行っている<sup>21)</sup>。

日本では此の婦女子と云うものは将来結婚して妻になり母になるものであると云うことは女子の当然の身の成行きであると云う様に極って居るのであります、…（中略）… 我邦に於ては女子の職と云うものは独立して事を執るのではない、結婚して良妻賢母となると云うことが将来大多数の仕事であるから女子教育と云うものは此の任に適せしむると云うことを以て目的とせねばならぬのである。

この訓示は、文部大臣が、女子教育は良妻賢母を養成する方針であることをはじめて明言したものであり、以後、良妻賢母の教育は加速化されることになる。

このような良妻賢母主義の教育方針は、大正期の臨時教育会議、昭和期の教育審議会など、教育政策を検討する場でも引き継がれ、単に中等教育にとどまらず、初等教育・高等教育・社会教育・家庭教育など女子教育全体に影響を与え、第二次世界大戦の敗戦に至るまで変わることにはなかった<sup>22)</sup>。その結果、良妻賢母があまねく形作られ、舅姑や夫に反抗して離婚に走る女性は少なくなってきたとみられる。

#### 4. 離婚を悪とする社会風潮の醸成

##### 4.1 女性の自立・解放をめぐる動き

明治31年から敗戦まで、ほぼ半世紀に及ぶこの時期は、二度の大戦を経験するとともに、女性をめぐるさまざまな動きが立ち現れた時代でもある。

まずは、女性の自立・解放をめぐる動きに注目しなければならない。明治37年与謝野晶子は出征中の弟に寄せる詩「君死にたまふことなかれ」を『明星』9月号に発表。国家主義者からは「危険思想也」と攻撃されるものの、それに屈せず詩作を続ける。また、明治44年4月、女性解放運動の象徴ともいえる『青鞞』が、平塚明（らいてう）、中野初子、保持研子、木内錠子、物集和子の5人によって創刊された。創刊号の巻頭詩「元始女性は太陽であった」はあまりにも有名である。

『青鞞』には、従来の女性の生き方に疑問をもつ女性たちが、全国から同人として参加。彼女たちは「新しい女」として世間の好奇心に晒されながらも、自らの信じる生き方を貫いた。そして大正7年に、平塚らいてうと与謝野晶子によって争われた母性保護論争も、女性の自立と母性をめぐる論争として社会の関心を集めた。

また、大正初期には日本基督教婦人矯風会によって廃娼運動が展開され、大正期後半か

ら昭和初期にかけては、市川房枝によって婦人参政権運動が展開されるなど、女性の人権擁護や社会参加を目指す政治的運動が盛んとなった。

このように、女性の自立・解放をめぐる動きあるいは新しい生き方の登場がこの時代を強く彩ったことはたしかな事実といえる。しかし、社会風潮を全体としてみるなら、こうした動きは一部にとどまり、新しい風潮を広げるものとはならず、主要な流れはやはり、良妻賢母教育の普及にともない醸成された、「女性の理想像は良妻賢母である」あるいは「離婚は悪である」とする社会風潮であった。

## 4.2 良妻賢母主義の浸透

良妻賢母主義の社会風潮は、この時期に出版された各種の女性雑誌や新聞の「身の上相談」にうかがうことができる。

例えば、明治41年に羽仁吉一、もと子夫妻によって創刊された『婦人之友』の「悩める友へ」という身の上相談欄の事例をみてみよう<sup>23)</sup>。

[事例1] (大正9年4月号)

相談：夫は病後転職、転地したのをきっかけに外泊、芸者遊びを始め、芸者を囲い、貯金にも手をつける。夫への愛情は冷めてしまった。一人になり独立したい。

回答：夫の放蕩の責任の半分は自分にあると内省すべし。子供を抱えての自立は無理。

[事例2] (大正9年11月号)

相談：夫は働かず妾を囲い遊び暮らし、家の子守とも関係があったことが判明。外見は真面目だが、夫には貞操観念というものがあるのだろうか。過去のことは諦めた方が良いか。

回答：過去の罪は許し、夫ばかりを責めず、自分にも責任があったと内省せよ。

このように、回答者は、夫の不貞の原因と責任の半ばを妻に負わせ、離婚も独立も思い止どまらせるよう説得している。

また、大正期の新聞からもう1つ相談事例をみてみよう。ちなみに、『都新聞』の「相談の相談」という欄が、新聞における人生相談の始まりであった<sup>24)</sup>。

[事例] (『都新聞』大正13年6月27日)

相談：子二人がいます。夫との円満を欠きその上、夫は肺病になりました。病気が長引くので夫の親たちが、病気がよくなるまで親元へ預けるといふのです。私はこの際別れた方が幸せだと思います……生活費は取れますでせうか。又別れるとして相当の手切金を貰へるでせうか。

回答：あなたは何といふ薄情な方でせうか……別れた方が幸福であるとか……手切金が貰へようかとか、よくもその様なことが臆面もなく言はれたものと只あきれの外はありません……人の道、女の道を外してをられることは申すまでもなく……人鬼とはあなたのやうな方を言ふのでしよう。

この相談例で、回答者は、「人の道、女の道を外して」いる、「人鬼とはあなたのような方と言ふ」と強烈な非難を加えている。ここには、女たるもの身を殺しても夫のために尽くすべきだとの、良妻賢母主義への信念が強く表れている。

以上に示したものは、新聞雑誌記事の一部にすぎないが、近代女性文化史研究会『大正期の女性雑誌』によれば、多くの雑誌の回答に共通するものは、「あくまで家庭の中であって良き妻、賢き母であることを要求する、良妻賢母の女性観の方向を示すものであった」。さらに『良妻賢母』と声高にいわずとも、回答を通して語られる問題の解決は、女性、特に既婚の女性を家に縛っておこうとするものであった。結局、身の上相談の回答は、女性を良妻賢母へと染め上げ、家に従属する存在へと社会化した。雑誌は次のように述べる<sup>25)</sup>。

良き妻賢き母たることを理想とする女性観を無意識のうちに女性の心に根付かせる役割を果たした。…(中略)… 表面上はあくまでも個人的な悩みの相談と回答ではあるが、良妻賢母思想はさまざまな婦人雑誌を通して、全国津々浦々、広くゆっくりと大きな影となって女性たちを覆ってゆく。誰も不思議に思わないうちに、人々は日の当たらない影の下に導かれていく。

### 4.3 良妻賢母主義と職業婦人

ところで、この時期、女性の職場進出も活発となっていった。多くの女性は、農村で家庭生活を送っていたが、明治初期富岡に模範的な製糸工場が開かれ、その後製糸綿紡績の工場がぼつぼつ設立されると、士族の娘等が中心になって工場で働くようになった。やがて、士族の娘よりも賃金の安い農家の女子が多くの労働力として供給されるようになった。そして、大正期には、紡績女工以外に、タイピスト、新聞記者、事務員(OL)などの職業が生まれた。しかし、賃金は依然として低く、男子の平均賃金の30%にすぎなかった。そして、こうした職業への進出にもかかわらず、男尊女卑の思想の強い時代であったから、当時、女性の最高級の仕事であった女教師や官員にしてもすべて軽視され、「職業婦人」と蔑まれた。女性は結婚して家庭に入るものという考え方が社会通念であり、盲従を婦徳とする時代であったから、「女らしくない」「外で賃金をもらうことは賤ましい」などと敬遠され、「職業婦人」になることはオールド・ミスへの道でもあった<sup>26)</sup>。

教育制度を通じ、また、当時の主要なマス・メディアである新聞・雑誌を通じて、大きな社会風潮として広がった良妻賢母主義は、さらに戦時体制も末になると銃後の守りとして、ますます強化されるようになっていった。清永孝『良妻賢母の誕生』には、次のような東条英機の挨拶がみられる<sup>27)</sup>。

男子が後顧の憂ひなく活躍することの出来るのは貞順なる妻の犠牲的精神による…伝統の日本婦徳の涵養發揮に努め…国内戦時体制の強化に婦人の最大限の努力を發揮されんことを望む

こうしてよき妻・よき母として家を守ることがお国のために女ができる唯一の道であり、家庭を顧みない離婚婦人は、いわば「非国民」として指弾され、肩身の狭い思いを余儀なくされる。離婚が少なくなる所以である。

## 5. 総括

明治 31 年から 32 年にかけて起きたドラスティックな離婚率の減少は、主要には、明治民法の施行、とりわけ届出制の確立ならびに若年離婚の規制によると考えられる。また、その後の一貫した低下傾向は、天皇を頂点とした絶対主義的国家体制の確立とその拡大強化の流れの中でもたらされた、家制度の強化、良妻賢母教育の徹底、国家体制に即応した社会風潮の醸成などの、社会統制諸力のトータルな作用によるものとみられる。

すなわち、この時期、3 種の社会統制装置がトータルにうまく作用した結果、女性は家庭の中に閉じ込められ、夫や舅姑の支配を受けながら子どもを産み育てる“機械”へと社会化されたのである。離婚紛争の減少はまさに、家庭内で異議申立てを行わない従順な妻、あるいは“牙を抜かれた”妻たちの姿を映し出すものにほかならない。

ところで、離婚動向に及ぼす社会統制装置の影響力をみる場合、看過できないものが経済的条件である。法や教育、社会風潮がどれだけ平等なものになったとしても、女性が自立して生活できるかどうかが離婚への決め手となる。その意味で、この時期の経済的条件についてみると、時代の推移とともに、女性の職場進出も活発になっていった。当初、多くの女性は、農村で家庭生活を送っていたが、紡績女工や女教師、事務員として働く女性も次第に増加していった。明治 33 年当時、政府調査報告「工場通覧」によると、40 種類の工場のうち、女工を使っていないのはガス工場だけというように、女子の工場進出は目覚ましかった。また、明治 37 年には、三越デパートが初めて女子店員を採用し、接客させるようになった。さらに、昭和 7 年の東京市の調査報告書によると、多様な職種へ進出していることがわかる。しかし、この時期、男子より低い賃金、短い勤続年数という状況のなかで、家庭責任から離れられず、結局は、高等小学校や女学校を卒業してのち、若年で結婚までを低賃金に耐えて働き、結婚とともに家庭の主婦として家を支え、家計の不足は内職で補うというのが、多くの女性たちの姿であった<sup>28)</sup>。

要するに、この時期、女性が 1 人で仕事をもち、経済的に自立することは困難であり、ましてや、既婚女性が離婚後に 1 人で生きていけるかといえ、否といわざるを得ない状況であった。その意味で、既婚女性にとって、家庭に縋りついて生きる以外の途はなかった。前述の「職業婦人」にしても、社会的評価は低く、さらには、賃金面でも恵まれたものではなかった。この低賃金は、「職業婦人が既存の『家』から自立した個人として生きることを妨げ、彼女たちをいつまでも家計補助者の位置に立たしめるものであった<sup>29)</sup>」。

結論的にいえば、この時期の経済的条件は離婚をプッシュするものではなく、むしろ 3 種の社会統制装置の作用を強化するものでしかなかった。

## 注

- 1) 通時的な離婚動向の分析に関する先行研究や、法社会的アプローチについては、拙稿「終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制」『広島法学』第31巻第2号、2007年、67～100頁を参照のこと。
- 2) 森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣、1993年、650頁。
- 3) 民法典論争については、井ヶ田良治・山中永之佑・石川一三夫『日本近代法史』法律文化社、1982年、平松義郎・中沢巷一編『講義日本法制史』青林書院新社、1984年を参照。
- 4) 白羽祐三『民法起草者穂積陳重論』中央大学出版部、1995年、69頁。
- 5) 同上書、69頁。
- 6) 同上書、68頁。
- 7) 福尾猛市朗『日本家族制度史概説』吉川弘文館、1972年、34頁。
- 8) 9) 玉城肇『新版日本家族制度論』法律文化社、1971年、222～223頁。
- 10) 浦本寛雄「近代日本の離婚思想」『熊本法学』57号、1988年、7頁。
- 11) 玉城肇、前掲書、216頁。
- 12) 明治8年太政官第209号通達は、すべての離婚が最終的に戸長役場に届出て戸籍に記載されることを求めた。こうした通達は当時、いかに離婚の届出がなされていないかを示すものである。
- 13) 堀内節・加藤美穂子「明治前期における離婚法」『講座家族4』弘文堂、1974年、237～250頁。
- 14) 教育勅語については、有地亨『近代日本の家族観明治篇』弘文堂、1977年、43～48頁を参照。
- 15) 教育制度については、森秀夫『要説教育制度』学芸図書株式会社、1995年を参照。
- 16) 小山隆編『現代日本の女性』国土社、1962年、25頁。
- 17) 有地亨、前掲書、133頁。
- 18) 有地亨、前掲書、132頁。
- 19) 小山隆編、前掲書、26頁。
- 20) 有地亨、前掲書、134～135頁。
- 21) 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館、2000年、142頁。
- 22) 同上書、144頁。
- 23) 齊藤美穂「婦人雑誌における身の上相談」近代女性文化史研究会『大正期の女性雑誌』大空社、1996年、67～68頁。
- 24) 清永孝『良妻賢母の誕生』筑摩書房、1995年、82頁。
- 25) 齊藤美穂、前掲論文、85頁
- 26) 小山隆編、前掲書、154頁。
- 27) 清永孝、前掲書、189頁。
- 28) 総合女性史研究会編、前掲書、164頁。
- 29) 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1995年、166頁。

所属：久留米大学文学部

E-mail アドレス：otani\_tomohiro@kurume-u.ac.jp